

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月9日（月）午前9時00分から午前9時09分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可
について

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

報告第21号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、9月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員
10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会
議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。3番の田澤一委員と4番の浅利進委員
を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に
ついて」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ
ったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第23号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が4件です。

3 ページをお開きください。

所有権移転の整理番号 28 番は、田舎館字前川の田、744 ㎡です。

譲渡人は農地を手放したい意向で、農業委員会にあっせんの申し出を行っていたものです。

今回、委員のあっせんにより、近隣の農地を耕作している譲受人が売買により取得することとなったものです。

サツマイモの作付けが予定されています。

次に、整理番号 29 番は、田舎館字前川の畑、2 筆合計 326 ㎡です。

こちらも整理番号 28 番と同様に、譲渡人からの申し出を受けて委員があっせんし、売買することとなったものです。

同じくサツマイモの作付けが予定されております。

次に、整理番号 30 番は、堂野前字前川原の畑、1,933 ㎡です。

当該農地は休耕状態であったものですが、譲受人が経営規模拡大のため取得を希望したことから、お互いで協議のうえ売買することとなったものです。

りんごの作付けが予定されております。

4 ページをお開きください。

整理番号 31 番は堂野前字前川原の畑、2,885 ㎡です。

譲渡人から譲受人に申し入れを行い、お互いで協議のうえ売買することとなったものです。

大豆の作付けが予定されております。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 23 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 23 号は原案のとおり決定することとします。
次に、議案第 24 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が1件です。
6ページをお開きください。
整理番号30番は、東光寺字安田の田、2筆合計3,835㎡です。
当該農地は、これまでも譲受人が中間管理を通して借り受けていたもの
ですが、譲渡人は農地を手放したい意向であったため、譲受人に申し出て
売買することとなったものです。
次に、整理番号31番は、大曲字早稲田の田、2筆合計1,048㎡です。
譲受人は当該農地の隣接地を耕作しており、耕作便利のため譲渡人に申
し出て売買することとなったものです。
7ページをお開きください。
賃貸借権設定の整理番号52番は、畑中字宮崎の田、3筆合計3,877㎡で
す。
期間満了に伴う再設定です。
以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第24号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第24号は原案のとおり決定することとします。
次に報告事項に入ります。
報告第21号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局か
ら説明願います。

事務局 報告第21号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の
規定に基づき知事の認可を受け、同条第7項の規定により通知書を受理し
たので報告するものです。
今月は、賃貸借権設定が5件、使用貸借権設定が1件で、いずれも令和
6年6月定例総会において、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間
管理機構に要請することについて審議された案件です。
令和6年8月21日付けで県が認可、公告を行い、貸借が開始となった
ものです。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第 21 号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 21 号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。